

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	建設局道路河川部調整課(06-6615-6675)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特殊な車両の通行許可
概要	道路法において、車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高限度をこえるものは、通行を禁止されおり、許可を受けたものに対してだけその禁止を解除しています。許可を受ける事のできるものは、基準が定められており、道路管理者より許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	道路法第47条の2第1項
審査基準	特殊な車両の通行許可事務処理要領
標準処理期間	6週間（但し、他の道路管理者への協議が必要な場合は、協議に要する日数を加えるものとする。）
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部調整課
提出時期	隨時
提出方法	特殊車両通行許可申請書、添付書類及び手数料を建設局道路河川部調整課へ提出してください。
手数料	申請車両台数に手数料対象経路を乗じた件数ごとに200円
相談窓口	建設局道路河川部調整課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000371635.html
備考	